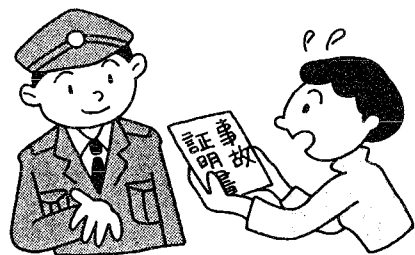


国民健康保険からのお知らせ

交通事故にあったとき

交通事故など、第三者から傷害を受けた場合でも国保でお医者さんにかかれます。その場合、国保では医療費を一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。

1 警察に届けましょう
交通事故にあったら、すみやかに警察に届けます。

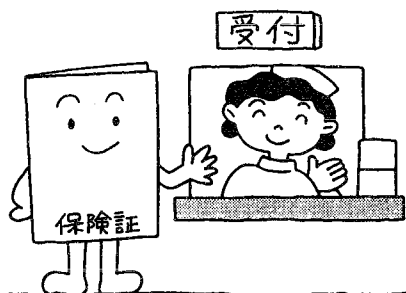


届け出に必要なもの

- 印かん
- 保険証
- 事故証明書



2 国保の窓口
届けましょう
病院で保険証を窓口へ提出すれば、国保による治療が受けられます。その場合、必ず国保の窓口へ届け出してください。



●お問い合わせ等は
住民課 国民健康保険係 (内線139)
までお気がるにご相談ください。

示談の前にご相談を!!

加害者に治療費を請求できなくなる場合がありますので、示談の前には、必ず国保にご相談ください。



介護保険制度について

— サービスのいろいろ① —

介護保険サービスを受けるには? 「要介護(支援)認定」が必要

市町村へ申請し、「要介護(支援)認定」を受けます

要介護状態や要支援状態にあるかどうか介護の必要度を判定してもらうため、市町村に要介護(支援)認定の申請をする必要があります。

申請は本人や家族の他、介護支援専門員(ケアマネージャー)や介護保険施設にも頼めます。申請をする時、市町村職員または介護支援専門員が家庭にうかがい、



10月から申請の受付を開始します。

ケアプランを作成し、介護サービスを利用します

要介護(支援)認定を受けた方は介護支援専門員に相談し、一緒にケアプランを作成します。(本人や家族が行うこともできます。)

要介護認定を受けた方はケアプランに基づいて居宅サービスが利用できます。

※市町村の窓口にご相談ください
※介護支援専門員などがお手伝いします

要支援状態・要介護状態とは

要支援状態とは、日常生活をおくるための支援が必要な状態です。要介護状態とは、ねたきりや痴呆などでつねに介護を必要とする状態で、介護の必要度に応じて5つの段階に区分されます。

要支援	要介護状態とは認められない社会的支援を要する状態
要介護1	排せつ、入浴、清潔・整容、衣服の着脱等に一部介助等が必要になる状態
要介護2	排せつ、入浴、清潔・整容等に、一部介助または全介助が必要になる状態
要介護3	排せつ、入浴についての全介助のほか、清潔・整容、衣服の着脱に全介助が必要になる状態
要介護4	排せつ、入浴、清潔・整容、衣服の着脱等の全般について全面的な介助が必要になる状態
要介護5	生活全般にわたって、全面的な介助が必要になる状態

※今後変わることがあります。

小須戸町介護保険事業計画 小須戸町保健福祉計画の策定委員会を設置

去る五月十九日第一回目の策定委員会を開催し、最初に町長より十五名の策定委員に委嘱申し上げた後、次の方が委員長・副委員長に選出されました。

- ◎委員長 高野 政好氏
- ◎副委員長 保科 清一郎氏

小須戸町介護保険事業計画策定委員会 小須戸町保健福祉計画策定委員会

区分	所属	氏名
学 職 経験者	小須戸町議会厚生企業委員長	高野 政好
	小須戸町議会厚生企業副委員長	保科 清一郎
	小須戸町教育委員	堀川 益二
保健医療 関係者	小須戸町医師会	森平 淳子
	小須戸町歯科医師会	竹内 亨
	薬剤師	藤井 春恵
	新津保健所地域保健課長	江口 夫佐子
福 祉 関係者	小須戸町社会福祉協議会	池田 貴之
	小須戸町民生児童委員協議会	風間 ヨエ
	小須戸町老人クラブ連合会	佐藤 二三雄
	小須戸町ボランティア代表	小林 一枝
	J A 新津さつき農協本所生活指導員	佐藤 千穂子
被保険者	公募委員	高野 照夫
	公募委員	保科 俊輔 森 山 栄吉

今後数回策定委員会を開催、より良い介護保険事業計画・保健福祉計画の策定に向け活躍いただくことになりました。